

## ⑤ 歯周病重症化予防の推進

### 第1 基本的な考え方

歯周病安定期治療の対象となっていない歯周病を有する患者に対する継続的な治療について新たな評価を行う。

### 第2 具体的な内容

歯周病安定期治療の対象となっていない、歯肉に局限する炎症症状を認める患者に対する歯周病重症化予防治療を実施した場合の評価を新設する。

#### (新) 歯周病重症化予防治療

1	1 歯以上10歯未満	●点
2	10歯以上20歯未満	●点
3	20歯以上	●点

#### [対象患者]

- (1) 歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者であって、2回目以降の歯周病組織検査終了後に、歯周ポケットが4ミリメートル未満の患者
- (2) 歯周組織の多くの部分は健康であるが、部分的に歯肉に局限する炎症症状を認める状態又はプロービング時の出血が見られる状態

#### [算定要件]

- (1) 2回目以降の区分番号D002に掲げる歯周病検査終了後、一時的に病状が改善傾向にある患者に対し、重症化予防を目的として、スケーリング、機械的歯面清掃等の継続的な治療（以下この表において「歯周病重症化予防治療」という。）を開始した場合は、それぞれの区分に従い月1回に限り算定する。
- (2) 2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。
- (3) 歯周病安定期治療（Ⅰ）又は歯周病安定期治療（Ⅱ）を算定した月は、別に算定できない。